



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 通貨交換問題( ) (通貨交換措置) (各省庁の見解   外務省外交史料館レファレンス番号 : H221524)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.2   公開日 : 平成22年12月22日   外務省外交史料館管理番号 : A'.3.0.0.7-1(138)   CD・DVD番号 : H22-010
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43683">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43683</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

各省行の見解

極秘  
無期限

本  
本  
本

経済総務参事官 国際協定課長  
 国際経済課長 条約課長  
 アメリカ局長 参事官  
 北米才二課長 安全保障課長 北米才一課長  
 内切上げに伴う諸問題  
 66.12.21  
 米比1  
 全般の内切上げの、琉球職員の家  
 公務員への引継問題、軍労引継問題等  
 に及ぼす影響、その対策等について  
 とりあす。大蔵省、人事院、施設府、  
 対策府の見解を聴取した。こゝで、  
 概要を列挙する。

GA-5

外務省

3265

大蔵省 (岡島主計局給与課長より  
 渡辺主計局防衛課長)

1. 琉球職員の家内公務員への引継問題

11月27日、人事院に於いて、個々の琉球職員  
 の、当初から日本の国家公務員であった  
 かどうかを調査した。その結果、給与  
 (内連2)を計算した。

計算の結果、(1)本土並み給与の沖縄  
 の給与より高ければ、本土並みに揃え、  
 (2)沖縄の給与の方が高い場合は、  
 本土並み給与との差額を特別手当  
 (当該職員に)  
 として支給するというのが基本的考え方  
 である。(軍労の場合は公務員引継  
 の場合に準じて取り扱った。

別添  
1

GA 6

外務省

詳細は別紙検査2-22-11。

2. 円、ドル換算レート

円、ドル換算レートは 1ドル = 308円

とせざるをえないと思ふ。(10月80の  
特別措置により、1ドル = 360円の

レートによる換算の補償以外に、  
資産に關する補償が与えられた

ことになっている。

特に公務員、あるいは軍官の給与

のみに對し特別措置を講じたことは、  
直ちに他の全般的分野への波及効果を

を招くべく、到底とらざるべきである。

(従って、施設給付に對し、1ドル = 308円

(軍用地料に關して)

以外には、考慮すべき感觸を伝へてある。

人事院 (高山 治夫 = 課長)

別紙  
2

1. 環改職員と国家公務員への引継問題

(1) 環改職員が本土の公務員と同等の給与の  
給付に關しては、特措法第55条1項の

規定により、人事院規則に定められた給与の  
引当に關しては、これに準ずる。しかし、

(支給)

本土の公務員に對しては、給与が下ったと

思はれてはならない。

(2) 具体的には、日本の環改職員に對し、

行政分限以降、環改職員が前身に

沖縄県政府及び四国群島政府に採用

された際を以て、本土の国家公務員に、

採用されたこととし、その後の昇級の変動

を本土のことに準じて、後引当員

1: したが、当該職員が当初から本土の  
 国家公務員であったことは、2017年2月3日  
 給与額を決定するべく努力中である。

(「大学卒業後同一年内継続して同一の  
 職種に属する本土公務員と琉球職員  
 の給与は同額にする」という方式は  
 技術的に困難である多く現実的  
 ではない。) (本土並み)

(2) 2017年2月3日給与の決定の  
 ため、高額の給与、本土並み給与、他  
 の給与差額を特別手当の形で  
 支給するものが基本的な考え方であり、  
 大蔵省と同様である。但し、具体的  
 に特別手当の範囲をどう定めたか、

は政策的な考慮もあり、急には  
 定めなかった。ある。

(4) 一部の訂算は年末から来年早々に  
 完了した。そのうち公社、公団の職員  
 関係の作業に入る。

2. 19.1.16 換算シート  
 (1) 大蔵省と同様見であり、1K7L=308円  
 以上は正しいと思ふ。(1K7L=360円正  
 係数であることは、財政的な困難が  
 あり、360円と308円の半分の  
 数字を出すことは却って混乱を招く  
 こととなる。) (本土並み)

(2) 11月4日に、本土と沖縄の給与の  
 正確な比較を急がせた。

施設庁の見解 (労務部企画課 西村幸司 官理 聴取)

別添3

1. 軍被用者切替の問題

(1) STG 労務小委において 本例は 1月1日 変更

レートと復帰2ヶ月前の最終1週間の平均所得レート  
と11月1日 11月1日 11月1日 11月1日 11月1日 11月1日  
(12月1日) (12月1日) (12月1日) (12月1日) (12月1日) (12月1日)

12月1日 本例と12月1日 前例の提案を撤回し、新所得  
レートの使用を提案したと見られる。

(2) 2ヶ月前に施設庁と12月1日 全軍分 213の 1月1日 = 360円  
換算の差を要求する。又、実際は 1月1日 = 308円

本例の11月1日切替を行う場合には 本土の軍  
被用者12月1日 給与水準は可成り低くなる

可能性が低いことから、本例の提案には応じ  
ないとの態度を採っている。

2. 退職手当問題

(1) 本件は12月1日 前記1.の切替における軍被用者

の本土 MLC / IMA 下の格付け問題が片付かないのは  
基本給が定額であることによる基礎となる退職手当

と決定されたことにより 1月1日 = 308円を計算し  
行われる。本例の負担する退職手当は 1月1日 =

360円を超過する額が大半に多くなることは  
ある。

(2) 退職金の差額 7,500万円は12月1日、以前大蔵省  
より積算を依頼された。これは退職金の態様を

自己退職と仮定した場合の計算であり、実際は12月1日  
以降の人員整理を今後の退職金の主たる

態様とみることは、上記 7,500万円は 5,000万円  
程度となる。従って施設庁と12月1日 1月1日 = 308円

その再計算に及ぶ。前述の金額の5.55%含みで301  
に算入される。(計算日 1ドル=360円 1955 16.88%の

の上から10%を除外する。) )

対策方 ( 迎水 総務 子 氏 秘書官 )

1. 琉球職員への国家公務員への引渡問題

(1) 一般に琉球職員への初任給は本土国家  
公務員への初任給より高し。山中大臣は

若手職員への引渡後の給与は沖縄水準を  
保つ — 即ち本土並みの給与に特別手当  
(沖縄の給与水準を下回らないように)

を上げたい。 — 三ヶ月前に承知である。

(2) しかし、その時の換算率は1ドル=360円

とするが、1ドル=308円とするのは問題  
であり、前者の方式は相当管理困難

であることは山中大臣もよく承知している。

2. 今後の対策

11月1日に、種々の困難な問題がある  
(1. と2. は) 個々の職員については本土並みの

給付と 沖縄へ給付の正確な比較を

検討している相当困難な任務である。又  
細かな英と12月 Tに210 現在沖縄

210 年金への表示、恩給への表示  
にわたる、均衡を失ったこと

上の問題が多々あり) ので、今夕  
田辺調整部を山中大臣とあつて

上の問題、所在を確認し、併せて  
今後の対策を考へておきたり予定

である。

(注: 明 12月22日、田辺部長より詳細

説明ありとされている)



○米国民政府指令第六十八号(一九五二・二・二九)

- 改正 一九五二年 四月二日 第一号  
 一九五二年 五月二七日 第二号  
 一九五三年 一月二六日 第三号  
 一九五三年 三月二日 第四号  
 一九五三年 二月二六日 第五号  
 一九五四年 二月一日 第六号  
 一九五七年 一月三日 第七号  
 一九五七年 一月三日 第八号  
 一九五八年 八月二日 第九号  
 一九六五年 二月二日 第十号  
 一九六六年 二月七日 第十一号  
 一九六七年 二月九日 第十二号  
 一九六八年 二月二〇日 第十三号  
 一九六八年 八月二日 第十四号

### 琉球政府章典

#### 第一章 総則

第一条 琉球政府の政治的及び地理的管轄区域は、左記境界内の諸島、小島、環礁及び領海とする。  
 北緯二八度東経二四度四〇分の点を起点として北緯二四度東経二二度北緯二四度東経一三度北緯二七度東経一三度五〇分北緯二七度東経二八度一八分北緯二八度東経二八度一八分の点を終て起点に至る。(改正五)

第二条 琉球政府の首府は、沖縄島の那覇市とし、住民投票によるの琉球政府章典

でなければこれを他の何なる場所にも変更することができない。  
 この場合においては、最近の総選挙人名簿及び補充選挙人名簿による選挙人総数の七〇%の者が投票しなければならぬ。但し、非常事態の場合においては、政府業務の継続及び政府の職員、記録その他の安全を図るためこれを変更することができる。

#### 第二章 住民の地位、権利及び義務

第三条 琉球住民は琉球の戸籍簿にその出生及び氏名の記録をされている自然人を以てし、但し、琉球に戸籍を移すためには民政副長官の許可を要し、且つ、日本国以外の外国の国籍を有する者又は無国籍の者は、法令の規定による場合の外、琉球の戸籍にこれを記載することができない。但し、琉球政府は外国人のため特別の戸籍簿を作成し、運営し且つ維持すべく現行の琉球人戸籍法と概して同程度の範囲及び効力を有する適当な法令を制定する権限を有する。なお、外国人戸籍簿の作成又は記載をまつて自動的に琉球人又は琉球列島への法的入籍若しくは琉球列島居留民としての資格が与えられるものではない。(改正七)

(8) 琉球住民の琉球政府に対する義務は、代議政治の一般的責任を負うこと、法及び秩序の維持に協力すること、市民義務に参加すること、総ての選挙において投票すること及び正当に定められ、且つ割当られた租税を納めることである。

(9) 禁治産者若しくは準禁治産者又は懲戒若しくは禁この刑に処せられた者でその執行を終るまでの者若しくはその執行を受けることがなくなるまでの者又は正当に設置された裁判所によつて執行猶予の言葉を受けた者で当該執行猶予の期間を満了しない者は、公職選挙における選挙権又は公選若しくは任命による公職に就く権利を有しない。(改正二)

#### 永住許可について

○米国民政府指令第五号(一九五四・六・二二)

- 改正 一九五五年八月二三日 改正第一号  
 一九六六年三月二日 改正第二号

### 永住許可について

- 一 この指令の目的は、永住者としての身分を得るための必要な要件及び手続を定めるにある。
- 二 この指令の目的達成上、左記の者は、心然的に「高等弁務官の認めたる永住者」とみなされる。(改正二)
- a 一九四五年九月二日以前に、現在琉球列島と定義される場所に居住していた者で、その後引き続き同島に居住している者。但し、その間の不在期間が引続き一月を超えてはならない。
- b 復員により琉球列島に入城した者
- c 前に高等弁務官によつて永住のための入城を許可された者
- 三 永住への許可申請は最小限、左記の条件に叶っていなければ、これを考慮することはできない。(改正二)
- a 許可申請の直前、少なくとも三年の期間、合法に継続居住していること。琉球列島一時不在の期間が最近三年の内総計六カ月に満たない場合、又は外国の公認大学への留学による場合は、別にこれは非継続居住とみなされない。
- b 琉球警察による品行方正の証明
- c 相当の生活を維持するに充分な財産、定職又は自活能力
- d 本項のaは、永住者の配偶者及び未成年の子又は米政府指令第一二五号第一二五号六号のaとcに該当する者を含むものとして

い不在留許可証明書を所持している者の配偶者及び未成年の子については適用しないことができる。(改正二)

e 琉球経済に特に利益する専門的資格を有する者に対しては、本項のaは該当しない。

f a号の三年間継続居住の要件は、申請人が現在琉球列島と定められている処に管つてその戸籍を有していた場合には適用されない。(改正一)

g 本項cの要件は、申請人が米政府指令第一二五号の第三條第六号の規定により特に有効期限定められていない在留許可証明書を所持している者である場合及びこれらの者の未成年の子が一時期間者として在留登録をしている者である場合については適用しない。(改正二)

四 永住許可の申請は、別紙一の様式により、琉球政府出入管理庁を適して高等弁務官に提出しなければならない。ただし、第三項gに規定する資格のある申請人は、別紙二の様式を使用するものとし、同申請人の直接の家族である配偶者及び未成年の子については、その申請書に併記することができる。(改正二)

申請書は、英文一通に和文一通の二部作成し、国籍証明書及び第三項の摘要用件に基づく資格の適格者であるとの文書による証明又はその他の証明を附して提出するものとする。

五 高等弁務官の認可があつた場合は、琉球政府に認可通知書を回送する。琉球政府は申請者にその旨を通知し、十五日以内に出入管理庁に出現の上、その居住証明書の変更をなすよう要請しなければならない。(改正一)

片に居住証明書の変更を届け出ることができる。(改正二)  
七 第三項の規定のいかんにかかわらず、本指令による許可申請の認可は、高等弁務官の自由裁量によりこれを行ない、必要と認められた場合はこれを却下することができる。(改正二)  
八 本指令に基づき永久居住者となつた者でその後、再入城の許可を受けないうで琉球列島を出城した者は、その永住者としての身分を失うものとする。

民政副長官の命により発布する。

首席民政官  
米國陸軍准將

W・M・ジョンソン

別表

(永住への許可申請様式)

省 略

署名公布(改正第一号)  
副長官の命により発布する。

首席民政官

米國陸軍准將 ヴァナ・F・パージャー

附 則(改正第二号)  
この改正は、ただちに施行する。

高等弁務官に代り

民政官

ゼラルド・ワイナー

永住許可について